

中根台中学校の運動部活動に係る活動方針

令和2年6月1日

1 運動部活動の基本的な考え

- (1) 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- (3) 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底する。

2 運動部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。原則として夏季休業中及び年末年始の閉庁期間は部活動を行わない。
〔令和2年8月13日～15日、12月29日～31日、令和3年1月1日～3日〕
- (3) 総合体育大会・新人体育大会前の1か月程度の部活動については、生徒の体調を十分に考慮した上で、土日の活動を認める。

学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、全国中学校体育大会(以下「総合体育大会」という。)及び県新人体育大会(以下「新人体育大会」という。)のいずれも予選を含む試合前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間である。これらのことから、総合体育大会及び新人体育大会のいずれも予選を含む試合前1か月は生徒の体調を十分に考慮した上で、朝の活動及び土日の活動を認める。

- (4) 定期試験(中間・期末)等の実施前3日間を、学校全体の運動部活動休養日とする。

3 運動部活動の活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 運動部活動の朝の活動

- (1) 原則として朝の活動は行わない。
- (2) 総合体育大会・新人体育大会前の1か月程度の部活動については、生徒の体調を十分に考慮した上で、朝の活動を認める。ただし、事前申請書を必ず提出し、活動内容・時間・生徒の心身の健康管理方法等を慎重に判断して、校長の承認が得られた場合に限り認める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等(総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月あたり1大会程度)を超えることがないよう、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 文化部の活動

文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえつつ、「龍ヶ崎市運動部活動の在り方に関する活動方針」の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」について準じた取扱いをすることとする。